第十一条第二項中「国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合には、当該資金移動業者がすべての利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額」を「次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額」に改め、同項に次の二号を加える。

一　次に掲げる資金移動業がある場合　当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額から次に掲げる資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務を控除した額

イ　既に法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した資金移動業

ロ　為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当することとなった資金移動業

二　国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合　当該資金移動業者が全ての利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額

第十七条第一項第二号中「法第五十九条第一項」を「資金移動業の全部について法第五十九条第一項」に改め、同項第三号中「為替取引」を「資金移動業の全部を廃止しようとする場合であって、為替取引」に改める。

第十九条中「すべて」を「全て」に、「元本補てん」を「元本の補塡」に改め、同条第三号ロ中「第二条第十一項」を「第二条第十八項」に改め、同号ハ中「廃止（」を「全部の廃止（」に、「廃止の公告」を「全部の廃止の公告」に改め、同条第五号ハ(3)中「補てん」を「補塡」に改める。

第二十七条中「その業務」を「その業務の一部」に、「当該業務の内容」を「委託する業務の内容」に改める。

第二十九条第一項第一号ホ中「指定紛争解決機関」を「指定資金移動業務紛争解決機関」に改める。

第三十二条の三第一項第一号イ中「資金移動業関連苦情を」を「資金移動業等関連苦情のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものを」に改め、同条第二項第一号中「資金移動業関連紛争を」を「資金移動業等関連紛争のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものを」に改める。

第三十五条第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」を「毎年三月三十一日及び九月三十日」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「報告書」を「基準日ごとの報告書」に、「基準日」を「当該基準日の直前の基準日の翌日以後の毎月末日」に改める。

第三十八条第二項中「資金移動業」の下に「の全部又は一部」を加え、同条第三項中「又は時事」を「、時事」に改め、「日刊新聞紙」の下に「又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告」を加え、同条第六項中「資金移動業を」を「資金移動業の全部又は一部を」に改める。

第四十二条第二項中「承認」の下に「又は第十八条第一項に規定する履行保証金信託契約の承認」を加える。

別紙様式第一号第4面記載上の注意1．及び7．中「すべて」を「全て」に改め、同様式第6面記載上の注意1．中「資金移動業」の次に「の一部」を加え、同様式第7面記載上の注意中「すべて」を「全て」に改める。

別紙様式第二号第2面中「準ずる者」を「相当する者」に改め、同様式第3面記載上の注意4．中「準ずる者」を「相当する者」に、「取締役及び監査役に準ずる者」を「外国の法令上取締役及び監査役に相当する者」に改め、同記載上の注意5．及び7．中「準ずる者」を「相当する者」に改める。

別紙様式第十九号第3面5．記載上の注意及び別紙様式第二十号第3面5．記載上の注意中「指定紛争解決機関」を「指定資金移動業務紛争解決機関」に改める。

別紙様式第二十一号第1面1．の表及び同1．記載上の注意3．中「発行保証金」を「履行保証金」に改める。

別紙様式第二十二号を次のように改める。

**別紙様式第22号**（第38条第1項関係）

（日本工業規格A4）

年　月　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　—　）

届出者　住　所

電話番号（　）　—

商　号

代表者の名　　印

氏

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第1項の規定により届け出ます。

記

| | |
|---|---|
| 1．商号 | |
| 2．登録年月日 | |
| 3．登録番号 | 財務（支）局長　第　　号 |
| 4．届出事由 | |
| 5．廃止等年月日 | |
| 6．資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、その理由<br>□全部　□一部 | |
| 7．資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止する資金移動業の内容<br>□全部　□一部 | |
| 8．事業譲渡等の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先<br>□全部　□一部 | |
| 9．届出者と資金移動業者の関係 | |

（記載上の注意）

1．法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2．「届出事由」は、法第61条第1項の事由を記載すること。

3．「□全部　□一部」は、該当のものにレ点を付すこと。

4．不要な字句は消して使用すること。